

11月は国保月間です

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して治療ができるように、みんなで助け合う制度です。

国民健康保険 (退職者医療制度)

- 自営業の方
- 農業・漁業を営んでいる方
- アルバイトなど職場の健康保険に加入していない方
- 退職して職場の健康保険をやめた方
- 1年以上の在留資格のある外国籍の方

※手続きについては下記参照

被用者保険

社会保険
会社にお勤めの方

共済組合
公務員の方

船員保険
船員の方

※上記に扶養されている方

退職・転職をしたら

手続き①が必要です

就職・転職をしたら

手続き②が必要です

75歳をむかえたら

手続きは不要です
(75歳になる前月に保険証を郵送します)

長寿(後期高齢者)医療制度

75歳(一定の障害があると認定された65歳)以上の方

手続き①

《職場の健康保険をやめた場合》

・職場の健康保険をやめた証明書(退職証明書・離職票等)と印かんを持参のうえ、住民課国民年金班へ届け出てください。

※65歳未満で20年以上(または40歳以降で10年以上)お勤めで、厚生(共済)年金を受給されている方は年金証書もお持ちください。

《職場の健康保険の扶養からはずれた場合》

・被扶養者からはずれた証明書(健康保険資格喪失連絡票等)と印かんを持参のうえ、住民課国民年金班へ届け出てください。

手続き②

《職場の健康保険に加入した、または被扶養者になった場合》

・国保の保険証と新しい職場の健康保険証(加入者全員分)と印かんを持参のうえ、住民課国民年金班へ届け出てください。

国民健康保険税は、みなさんの医療費にあてられる大切な財源です。納期限を守り、きちんと納めましょう。

■特別な事情もなく国保税を滞納していると

①督促を受けたり、延滞金が増える場合があります。

②有効期間の短い保険証が交付されます。

③納期限から1年を過ぎると、保険証を返還してもらい、代わりに資格証明書が交付されます。このときの医療費は、いったん全額自己負担となります。

※納め忘れの心配のない、口座振替をおすすめしています。

■どうしても納付が困難なとき、やむを得ない事情により納付が困難なときは、納付相談を行っていただきます。滞納のままにせず、早めにご相談ください。

◆問い合わせ

住民課国民年金班

☎(84)12114

◆国民年金保険料控除証明書

年末調整や確定申告をするときに必要です。

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合、1年間に納付した国民年金保険料を証明する書類を添付することが義務づけられています。

●社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

11月初旬に納付額を証明す

るハガキが社会保険庁から送付されます。証明内容は本年1月から9月末日までに納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付額です。

年の途中から国民年金に加入した方や、10月以降に初めて保険料を納めた方については、来年2月に同様の証明書が送付されます。この証明書は、年末調整や確定申告に必要な添付書類ですので、紛失しないように気をつけてください。紛失した場合や届いていない場合は、再発行が可能ですので、左記へご相談ください。

◎控除証明書専用ダイヤル

(平成22年3月31日まで)

☎0570-070-117

(IP電話)

☎03-6700-1130

◆受付時間

●月～金曜日

午前8時30分～午後5時15分

※月曜日は、午後7時まで

(月曜日が休日の場合、火曜日)

●第2土曜日(毎年11月は第2・4土・日曜日)

午前9時30分～午後4時

◆問い合わせ

住民課国民年金班

☎(84)12114